

県の事務・権限の一部が市に移譲されます

事務・権限の移譲とは、県が行っていた事務や手続きを市で行うようにすることです。市が地域の実情や地域ニーズに合った行政サービスを自主的・総合的に実施することで地方分権にもつながります。

事務・権限の移譲により、事務の担当窓口が三原市に変わり、身近な行政サービスが市で受けられます。

4月から移譲される事務

項目	内容	担当課
火薬類取締法に関する事務	火薬類の製造・販売営業の許可など	消防本部予防課 ☎0848④5927
高圧ガス保安法に関する事務	高圧ガスの製造、貯蔵所の許可・届出受付など	
肥料取締法に関する事務	肥料販売者の販売業務届出受理、報告徴収、立入検査など	農林水産課 ☎0848⑥6077
JAS法に関する事務	農林物資の品質表示に係る指示、立入検査など	
農薬取締法に関する事務	農薬販売者の届出受理、農薬販売者、使用者に対する報告命令、立入検査など	
◆環境保全型農業の推進に関する事務	導入計画(エコファーマー)申請の受付など	
畜産環境保全に関する事務	家畜排せつ物法に基づく、畜産業者に対する指導助言、勧告命令など	農林水産課 ☎0848⑥6081
◆埋蔵文化財の保護に関する事務	埋蔵文化財発掘調査の届出受付、遺跡発見届出受付など	生涯学習課 ☎0848④2137
浄化槽に関する事務	設置、構造等の変更の届出の受付など	環境政策課 ☎0848⑥6168
◆農地法に関する事務	農地の所有権移転、転用の許可など	農業委員会 ☎0848⑥6144
◆都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する事務	市街地開発事業等予定区域内の建築制限、開発行為の許可、都市計画施設等の区域内における建築許可など	都市政策課 ☎0848⑥6113
宅地造成等の規制に関する事務	宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成工事の許認可	
優良宅地造成認定に関する事務	優良宅地造成の認定、証明、証明書交付	
住宅地区改良法に関する事務	改良地区内の建築行為等の許可など	建築課 ☎0848⑥6122
建築確認	建築物の建築等に関する確認、検査、許可など	
建築確認関連事務	浄化槽設置等の届出受理、変更命令など 住宅金融支援機構の融資事業等の工事審査 資材の再資源化等に関する届出の審査など 建築士の指導等に係る事情聴取および報告 優良住宅の申請受理、審査、認定	
急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕	待受擁壁と斜面との間に堆積した土砂の除去など	土木管理課 ☎0848⑥6204
2級河川の維持修繕	西野川、和久原川、干川の維持修繕	
採石法の採取計画の認可に関する事務	採取計画の認可など	土木管理課 ☎0848⑥6092
砂利採取法の採取計画の認可に関する事務	採取計画の認可など(河川管理者に係るものを除く)	
県道に係る単県道路改良事業	本郷久井線、御調久井線の道路改良など	土木管理課 ☎0848⑥6101
2級河川の河川改良等の工事実施	西野川、和久原川、干川の河川改良など	

6月から移譲される事務

道路の維持修繕	県道(三原竹原線など)に係る維持修繕	土木管理課 ☎0848⑥6204
---------	--------------------	---------------------

(注)◆が記載された事務は、これまでも申請書などが市の担当窓口を経由して県に提出されていたため、提出窓口(市の担当窓口)に変更はありません。

事務・権限移譲についての問い合わせ先 政策企画課(☎0848⑥6011 ㊟0848⑥6199)